

## 第 13 回「労務管理セミナー」のご案内

～労働契約法の改正の説明と

有期労働契約の無期労働契約への転換制度対策～

労働契約法が平成 24 年 8 月 10 日に改正されました。最大の改正点は、非正規労働者の有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合に、無期労働契約に転換するルールの新設です。

現在、正社員以外は労働時間の長短に関係なく、有期の労働契約を締結している場合が一般的ではないでしょうか。それが、(予想では)平成 25 年 4 月 1 日以降に始まる有期労働契約から 5 年を超えて反復更新された場合、労働者から無期契約の申し込みがあると次の契約から無期の労働契約に強制的に転換しなければならなくなります。現在締結中の労働契約を更新するときどのようにしたら良いか、あるいは今後どのような対策を立てればよいか、などについて解説いたします。

また同時に

①有期労働契約の雇止めに対して、裁判上で確定している、いわゆる「雇止めの法理」についての法定化、

②期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

などが労働契約法の中に規定されました。

上記の改正点についての解説や、総合的な対策についても解説いたします。

この機会に、ぜひとも多数のご参加をお待ちしています。

### 記

- ◆日 時 平成 24 年 11 月 14 日(水) 14:00 ～ 16:00
- ◆場 所 大阪市中央区谷町 1-6-4 天満橋八千代ビル 9 階研修室(EV 降りて左側)  
地下鉄谷町線『天満橋駅』④号出口が最寄です(裏面地図参照)
- ◆受講料 2,000 円
- ◆申込方法 下記の申込書に記入の上、切り取らずそのまま FAX で、送信してください
- ◆申込期限 定員の 10 名に達し次第締切ります(複数名の参加も可)
- ◆問合せ先 中林社会保険労務士事務所  
〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-3-23 大手前愛晃ビル 403 号  
TEL 06-6943-4864 FAX 06-6943-0725  
E-mail yesidue@minos.ocn.ne.jp

---

中林社会保険労務士事務所 行 (06-6943-0725) [番号のお間違いにご注意下さい]

### 第 13 回労務管理セミナー申込書

会社名

所属・役職名

氏名